

令和4年（ネ）第4956号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告）



被控訴人兼控訴人（一審被告）

国

証人尋問時におけるビデオ映像閲覧に関する意見書

5

2023年7月10日

東京高等裁判所第24民事部ホ係御中

一審原告訴訟代理人弁護士

児玉晃一



第1 意見の趣旨

証人尋問時には法廷内に設置された大型モニターを使用し、傍聴人にも同一の映像を閲覧できるようにするべきです。

15

第2 意見の理由

1 裁判公開の意味

審理の公開性は手続の透明性を確保し、それにより個人および社会全体の利益を守る重要な手段を提供するものです（資料①公正な公開裁判を受ける権利を保障する自由権規約14条についての2007年8月23日付自由権規約委員会による一般的意見28パラグラフ）。

20

兼子一・竹下守夫「裁判法〔第四版〕」（有斐閣1999年）（資料②）でも、「この審判の公開の原則は、専制国家時代の秘密裁判、密室司法に対し、裁判の公正を担保し、司法に対する国民の関心と信頼を高めるために必要な近代司法の要求として、各国において広く採択されているところである。」とされて

25

います（同288頁）。

ですから、審理に供される主張・証拠は、傍聴人と共有する必要があるのです。

2 一審被告の主張について

これに対して、一審被告は、令和5年6月30日付上申書（以下「上申書」といいます。）で、大型モニターで映像を示すことによる弊害を縷々述べていますが、いずれも理由になりません。

(1)一審被告は、「本件映像を大型モニターに映出する方法等を使った場合、これを見ることにより、施設内のカメラの位置、撮影角度、解像度等が明らかになり、非違行為を助長するなど、施設の保安上の支障が生じるおそれがある。」と述べています（上申書5ページ）。

しかし、甲28号証のビデオ映像は原審の2018年9月28日の第3回口頭弁論期日に、乙12号証のビデオ映像は2019年3月22日の第5回口頭弁論期日において提出され、その後今日に至るまで誰でも閲覧可能な状況にあります。この間、何ら非違行為は行われておらず、証人尋問時に大型モニターに映出する方法等を使ったところで、施設の保安上の支障が生じるはずがありません。

(2)また、一審被告は、「本件映像を直接視聴した傍聴人が、感情をあらわにしたり、証人の証言に対して何らかの反応・発言等を行ったりするおそれが高く、これにより証人が不当な影響を受け、公正かつ円滑な証人尋問の実施が妨げられ、審理の円滑な遂行に支障を生じさせる危険がある」とも主張しています（上申書5ページ）。

ですが、原審の審理過程においても、当審の第1回口頭弁論期日においても、傍聴人が審理に影響を及ぼすような反応・発言は一切ありません。一審被告の主張は、何ら根拠のない憶測に過ぎません。

(3)そして、証人は入管の職員ですが、2022年1月14日に作成された「出

入国在留管理庁職員の使命と心得」 「6」では「内外の様々な意見に耳を傾け、前例にとらわれず、広く国民の良識にかなう判断をするよう努め、当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を尽くし、積極的な情報発信を行う。」ものとされています（資料③）。

このように「当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を
5
尽く」すべき入管職員が、大型モニターで映像を流された程度のもので、公正な証言ができなくなるというのは、どういうことなのでしょう。全く理解
6
ができません。

(4)さらに、原審においては大型モニターに映像を映出しながら証人尋問を実施
7
しました。何らの弊害はありませんでした。 10

一審被告は、当時と状況が違ふとか、原審の証人は医師であったなどと主張
8
をしていますが、全く根拠の乏しい憶測に過ぎません。

3 別件訴訟について

なお、一審被告は東京地方裁判所令和元年（ワ）第21824号国家賠償請求
9
事件において、証人尋問実施時にビデオ映像を大型モニターに映出しないと
10
されたと主張していますが、同事件の原告代理人に確認したところ、そのよう
11
な措置をされたのは、同事件の審理過程において、当事者の精神疾患や具体的
12
な法廷での態度、傍聴人の不規則発言が実際にあったことが理由でした（資料
13
④参照）。本件ではそのような事実はないので、別件訴訟での審理方式
14
は何ら参考になりません。 20

4 小括

以上から、一審被告の主張には理由がありません。憲法82条が公開裁判を
15
保障している趣旨から、傍聴人と同じ情報を共有すべきであり、原審同様、大
16
型モニターで映像を示すことにより証人尋問を実施すべきです。

以上 25

添 付 資 料

①自由権規約14条についての2007年8月23日付自由権規約委員会による一般的意見

②兼子一・竹下守夫「裁判法〔第四版〕」(有斐閣1999年)

③出入国在留管理庁職員の使命と心得

5

省略 ④児玉晃一作成2023年7月7日付報告書

市民的及び政治的権利に関する
国際規約

配布
一般

CCPR/C/GC/32
2007年8月23日

原文： 英語

自由権規約委員会
第90回会期
2007年7月9~27日、ジュネーブ

一般的意見 32

第14条： 裁判所の前の平等と公正な裁判を受ける権利

I. 総論

1. 本一般的意見は、一般的意見13（第21回会期）に代わるものである。
2. 裁判所の前の平等および公正な裁判を受ける権利は人権擁護の中心的要素であり、法の支配を保障する手続的手段として機能するものである。規約第14条は司法の適正な執行を確保することを目的としており、この目的のために一連の具体的権利を保障している。
3. 第14条はさまざまな保障をそれぞれ異なる適用範囲と組み合わせており、とくに複雑な性格を有している。第1項第1文は、法的手続の性質に関わりなく適用される裁判所の前の平等という全般的な保障を定めている。同項第2文は、個人に対し、刑事上の罪に問われている場合、もしくは自己の権利および義務が民事上の争いで決定される場合には、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を保障している。かかる手続では、第1項第3文に明示されている場合にかぎり、報道機関および公衆に審理を公開しないことが許容される。第14条第2ないし5項は、刑事上の罪に問われている者が利用できる手続上の保障を定めている。第6項は、刑事裁判における誤審の場合に補償を受ける実体的権利を保障している。第7項は二重の危険の禁止を定め、それにより実体的自由、すなわち個人がすでに有罪ま

公正な審理の原則を損なうものである⁵¹。かかる遅延が資源の不足および慢性的な資金不足に起因している場合には、司法の運営のために、追加の予算資源が可能なかぎり配分されるべきである⁵²。

28. 刑事事件における、もしくは民事上の争いに関係するすべての裁判は、原則として口頭により公開で行われなければならない。審理の公開性は手続の透明性を確保し、それにより個人および社会全体の利益を守る重要な手段を提供する。裁判所は口頭審理の日時と場所に関する情報を公衆に入手可能にするとともに、公衆のうち関心を持つ人々の出席のために、とりわけその事案に対する潜在的関心および口頭審理の継続時間を考慮して、合理的な制約の範囲内で十分な便益を提供しなければならない⁵³。公開審理という要件は、書面審理に基づいてなされる上訴手続のすべて⁵⁴、あるいは検察官その他の公的機関によってなされる公判前決定手続⁵⁵には、必ずしも適用されない。

29. 第14条第1項は、裁判所には、民主的社会における道徳、公の秩序もしくは国の安全を理由として、もしくは当事者の私生活の利益のために必要な場合において、または公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において、裁判所が真に必要ながあると認める範囲で、公衆の全部または一部に対して裁判を公開しない権限があることを認めている。このような例外的な場合を別として、審理は、報道陣を含む一般公衆に対して公開されなければならない。たとえば特定のカテゴリーの人々に対してのみ公開するようなことがあってはならない。裁判が公開されていない場合でも、基本的な事実認定、証拠、法律上の理由付けを含む判決は、少年の利益のために必要がある場合、または当該手続が夫婦間の争いもしくは子どもの後見に関するものである場合を除いては、公開されなければならない。

IV. 無罪の推定

30. 第14条第2項により、刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。無罪の推定は、人権擁護の根本をなすものであり、罪を立証する責任を検察に負わせ、合理的な疑いを容れない程度に罪が立証されるまでは、有罪の推定はできないことを保障するとともに、疑わしきは被告人の利益

⁵¹ Communications No. 203/1986, Munoz Hermoza v. Peru, para. 11.3; No. 514/1992, Fei v. Colombia, para. 8.4

⁵² 総括所見、コンゴ民主共和国、CCPR/C/COD/CO/3 (2006年)、para. 21、中央アフリカ共和国、CCPR/C/CAF/CO/2 (2006年)、para. 16などを参照

⁵³ Communication No. 215/1986, Van Meurs v. Netherlands, para. 6.2

⁵⁴ Communication No. 301/1988, R.M. v. Finland, para. 6.4

⁵⁵ Communication No. 819/1998 Kavanagh v. Ireland, para. 10.4

法廷で行わなければならないから、ある裁判所の裁判官が、その担当事件のため出張して、他の裁判所の法廷の施設を借りて証拠調べを行う場合は、開廷には当たらない。

開廷中は、裁判官および書記官は、法服を着用して臨まなければならない(裁判官の制服に関する規則(昭和二四年最高裁判所規則五号)、裁判所書記官の職服に関する規程(昭和二七年最高裁判所規則九号))。

三 審判の公開

(1) 法廷における審理およびこれに基づく裁判の言渡しは、公開して、すなわち一般公衆の傍聴できる状態で行わなければならない^(一)。この審判の公開の原則は、専制国家時代の秘密裁判、密室司法に対し、裁判の公正を担保し、司法に対する国民の関心と信頼を高めるために必要な近代司法の要求として、各国において広く採択されているところである。わが憲法も「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」ものとし(憲法八二条一項、その他、抑留、拘禁の理由の開示は公開法廷でされなければならない(同法三四条)、刑事被告人に迅速な公開裁判を保障している(同法三七条一項)、訴訟法上公開の規定に違反した場合は、常に上訴の理由が認められる(民訴法三二条二項五号、刑訴法三七条三項参照)。なお、訴訟法は、訴訟記録についても、原則として、一般人にその閲覧を許すこととして、公開の趣旨を徹底させているが(民訴法九一条、刑訴法五三条)、民事訴訟では、私生活上の重大な秘密および営業秘密が記載または記録されている場合には、裁判所の決定により、閲覧等をしうる者を当事者に限ることができる(民訴法九二条)。

(2) 対審の公開は、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害する虞があると決した場合には、停止することができる(憲法八二条二項本文)。裁判官とは、その事件を担当する狭義の裁判所を構成する者であるから、単独審判の場合は、その裁判官の決定によることになるが、合議制の場合は、その決定は、通常の場合のように過半数の意見でなく、全員の一致した意見によらなければならない。公開を停止した場合は、傍聴人を退廷させるに先立っ

て、その旨および理由を告げなければならない^(四)。また判決の言渡しは、常に公開して行わなければならないから、その際は再び入廷を許す必要がある(裁判所法七〇条)。一般の公開を停止した場合でも裁判所は特定の者の傍聴を許すことは差し支えない。また当事者およびその代理人は、審理に立ち会わせなければならないから(当事者公開)、法廷の秩序維持の必要上(同法七二条二項、または証人が被告人の面前では十分な証言ができない場合(刑訴法二八一条の二)の外は、これを退廷させることはできない。なお、法廷の傍聴については、裁判所傍聴規則(昭和二七年最高裁判所規則二一五)がある。

(3) 公開停止の事由があっても、政治犯罪、出版に関する犯罪または憲法の保障する国民の基本的権利が問題となっている事件の審理の公開は、停止することができない(憲法八二条二項但書)。これは、人権の保障は最終的には司法権に期待されるものであるから、その行使について特に国民の監視を可能にする趣旨からである。したがって国民の権利が問題となっている事件というのは、その保障、特に国家権力による干渉侵害が問題となっている事件の意である。それ故、財産権は憲法が保障しているからといって(同法二九条)、個人の財産権に関する訴訟事件がすべて絶対的公開事件だということになるわけではない。

(一) 裁判の公開と傍聴人が法廷でメモを取る自由 裁判の公開により法廷を傍聴する者が、法廷内においてメモをとることが許されるかは問題である。法廷内の秩序維持は、法廷警察権の内容として裁判長(又は開廷をした一人の裁判官)の権限とされているが(裁判所法七一条、従来、多くの裁判所では、予め、一般の傍聴人は法廷内においては、裁判長の許可を受けずにメモをとることは許されない旨を掲示し、ただ司法記者クラブ所属の新聞記者等には、これを許す取扱であった。ところが、日本の証券市場及びその法的規制の研究の一環として、東京地方裁判所におけるある所得税法違反被告事件の公判を傍聴していたアメリカ合衆国の弁護士が、各公判期日に法廷内でメモをとることを許可を申請したが、いずれも不許可となったので、裁判長の右の不許可処分は、憲法二一条、市民的及び政治的権利に関する国際人権規約二九条、憲法一四条、同八二条等に違反するとして、国家賠償訴訟を提起す

兼子 一

著者紹介

竹下守夫

昭和4年 東京帝國大学法学部卒業
昭和14年 東京帝國大学教授
昭和32年3月 東京大学法学部を退職
昭和39年12月 公共企業体等労働委員会委員
昭和48年4月 逝去

主要著作

民法法研究第1巻(昭15 私文書)
強制執行法(昭24 私文書)
民事訴訟法(昭24 私文書)
民事訴訟法(昭26 私文書)
民事訴訟法(昭29 裁判書)
民事訴訟法(昭29 裁判書)
民事訴訟法(昭29 裁判書)
民事訴訟法(昭29 裁判書)
民事訴訟法(昭29 裁判書)
民事訴訟法(昭29 裁判書)



法律学全集 34

裁判法(第四版)

昭和34年8月30日 初版第1刷発行
昭和38年12月20日 新版第1刷発行
昭和53年1月20日 新版第2刷発行
昭和63年5月30日 新版第9刷発行
平成6年6月20日 第3版第1刷発行
平成8年6月20日 第3版第2刷発行
平成11年10月30日 第4版第1刷発行

著作者 兼子 竹下 守夫

発行者 江草 忠 敬

印刷者 山田 隆

発行所 株式会社 有斐閣

印刷 株式会社 精興

製本 和田製本工業株式会社

本文用紙 新王子製紙株式会社春日工場

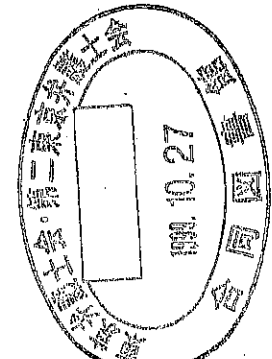
クロス ダイニックス株式会社

©1999 兼子 竹下 守夫. Printed in Japan

著者・版元は本書の取扱いを承知いたしました。

★定価はケースに表示してあります。

ISBN 4-641-00773-X



本書の全部または一部を無断で複製(コピー)することは、著作権法上の禁止行為と見做され、罰せられます。本館の複製を希望される場合は、日本著作権センター(03-3401-2332)にご連絡ください。

事項索引

Table with 2 columns: Term (e.g., 安全保身条約, 意見, 違憲審査権) and Page Number (e.g., 61, 177, 21, 85).

出入国在留管理庁職員の使命と心得

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」は、出入国在留管理行政に携わる全ての職員が、国民から負託された使命を見失うことなく、自信と誇りを持って職務に当たるとともに、出入国在留管理行政が適正に行われ、国民の信頼と期待に応えることができるよう、出入国在留管理庁職員が果たすべき使命と心得を示すものである。

【出入国在留管理庁職員の使命】

現代国際社会において、主権国家の権能である出入国在留管理は、その重要性をますます高めている。その中において、我が国の出入国在留管理行政の基本的な役割は、全ての人々の人権を尊重しつつ、我が国に入国し、又は出国する全ての人々の出入国及び我が国に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ること、難民の地位に関する条約の締約国として、難民を保護すること、そして外国人の受入れ環境整備に係る総合調整を行うことである。

我が国において、これらの役割を担う出入国在留管理行政は、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現することを目指す。また、諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指す。さらに、関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指す。これらを実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することこそ、国際社会で名誉ある地位を希求する我が国の出入国在留管理行政の使命であり、我々出入国在留管理庁職員の使命である。

【出入国在留管理庁職員の心得】

出入国在留管理行政に携わる全ての職員は、国家公務員として、国民全体の奉仕者であることを常に念頭に置き、秩序ある共生社会の実現に寄与する使命を担っていることを自覚するとともに、そのような重大な使命を負託した国民の信頼に応えなければならない。

そのためには、以下の点に特に留意しつつ、高い職業倫理を保ち、絶え間ない自己研鑽に努め、自身の判断が真に社会全体の利益にかなうものとなっているか、常に自問しながら、自信と誇りを持って公正な判断を行い、誠心誠意、職務の遂行に当たらなければならない。

- 1 出入国在留管理行政の専門家としての矜持を持つ
出入国在留管理行政の専門家としての自覚を持ち、法令等を精読し、業務上の知識を養うとともに、求められる規範を遵守する。
- 2 広い視野を持ち職務遂行能力を高める
常日頃から国際情勢を含めた社会の動向の把握に努め、研修や多様な社会経験を通じて教養と良識を深め、広い視野と柔軟な思考能力を涵養し、職務の遂行に活かす。
- 3 公正な目と改善の意識を持つ
業務が公正に行われているかを常に意識し、改善すべき点は躊躇なく意見を述べ、又は自ら見直す。
- 4 人権と尊厳を尊重し礼節を保つ
人権と尊厳を尊重し、人と接するあらゆる場面において、相手の立場、文化や習慣に十分に配慮しつつ、礼節を保ち、丁寧に接する。
- 5 心情を理解しつつ冷静さを持つ
相手の心情を理解しつつも、感情に流されることなく、常に冷静さを失わずに毅然と対応する。
- 6 聴く力と話す力を養う
内外の様々な意見に耳を傾け、前例にとらわれず、広く国民の良識にかなう判断をするよう努め、当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を尽くし、積極的な情報発信を行う。
- 7 多様な関係者・関係機関と良好な関係を築く
適正な出入国在留管理行政は、関係者・関係機関の理解と協力なくして実現しないことを認識し、国内外、官民を問わず、関係者・関係機関との良好な関係の構築に努める。
- 8 風通しの良い組織風土を作る
職員同士が互いに敬意を払い、自由に意見を述べ、自ら判断し難い事柄については速やかに同僚や上司に相談・報告できる風通しの良い組織風土作りを心掛けるとともに、セクショナリズムに陥ることなく、組織が一体となって課題に対応する。